○国土交通省告示第四百五十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第三項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第九百十号（海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

工事の区域の欄を次のように改める。

次に掲げる(1)から(34)の地点を順に結んだ線と(1)に掲げる地点と(34)に掲げる地点とを結んだ線及び(35)から(146)の地点を順に結んだ線と(35)に掲げる地点と(146)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域
(1)　下関市長府扇町一番地五の標柱（北緯三四度〇一分三五・六三六秒・東経一三一度〇〇分四五・二四五秒）の地点
(2)　(1)に掲げる地点から一一五度五九分〇四秒五九八・三三メートルの地点
(3)　(2)に掲げる地点から一五一度〇九分五三秒五二〇・九八メートルの地点
(4)　(3)に掲げる地点から二一八度〇九分一二秒一〇〇・六九メートルの地点
(5)　(4)に掲げる地点から三一〇度四三分〇三秒一三・一六メートルの地点
(6)　(5)に掲げる地点から二一八度一二分一三秒一〇七〇・四〇メートルの地点
(7)　(6)に掲げる地点から一八〇度四〇分五六秒二一・四八メートルの地点
(8)　(7)に掲げる地点から二一五度五〇分四七秒一三九・九三メートルの地点
(9)　(8)に掲げる地点から三〇一度一一分〇七秒二七三・五九メートルの地点
(10)　(9)に掲げる地点から三〇度五三分〇三秒二六・〇〇メートルの地点
(11)　(10)に掲げる地点から三〇〇度四七分二一秒五二・三六メートルの地点
(12)　(11)に掲げる地点から三一度一一分四四秒一三四・四四メートルの地点
(13)　(12)に掲げる地点から三〇一度〇八分一四秒三・〇六メートルの地点
(14)　(13)に掲げる地点から二九五度〇三分二七秒五五・三三メートルの地点
(15)　(14)に掲げる地点から三〇一度〇七分四五秒一五三・七一メートルの地点
(16)　(15)に掲げる地点から二一八度〇八分一五秒五・五七メートルの地点
(17)　(16)に掲げる地点から三〇一度〇七分四五秒二四七・四七メートルの地点
(18)　(17)に掲げる地点から三四〇度三四分一七秒一八六・七〇メートルの地点
(19)　(18)に掲げる地点から二一八度一二分〇八秒九八・八三メートルの地点
(20)　(19)に掲げる地点から二九八度〇八分三九秒八一・〇九メートルの地点
(21)　(20)に掲げる地点から三四度三六分〇八秒五一・五二メートルの地点
(22)　(21)に掲げる地点から三〇八度五五分一二秒一八七・五〇メートルの地点
(23)　(22)に掲げる地点から二一度二四分〇八秒六九・四七メートルの地点
(24)　(23)に掲げる地点から三八度四八分一二秒二五八・二九メートルの地点
(25)　(24)に掲げる地点から三五一度五六分二一秒三・六二メートルの地点
(26)　(25)に掲げる地点から三八度三一分〇五秒一七六・八六メートルの地点
(27)　(26)に掲げる地点から一二八度三二分四七秒六三・七九メートルの地点
(28)　(27)に掲げる地点から五五度〇〇分四九秒四三・九八メートルの地点
(29)　(28)に掲げる地点から三五四度二〇分一八秒三三・〇六メートルの地点
(30)　(29)に掲げる地点から三九度四〇分三五秒八九・五七メートルの地点
(31)　(30)に掲げる地点から六九度四八分四二秒八〇・〇二メートルの地点
(32)　(31)に掲げる地点から四一度四一分五八秒一〇一・八三メートルの地点
(33)　(32)に掲げる地点から三五度四五分四二秒二五一・九八メートルの地点
(34)　(33)に掲げる地点から四七度二九分二五秒二九・四四メートルの地点
(35)　(1)に掲げる地点から八度〇七分四五秒一一八・七九メートルの地点
(36)　(35)に掲げる地点から二三八度〇五分〇〇秒一八〇・六六メートルの地点
(37)　(36)に掲げる地点から二二三度一三分〇〇秒一六七・三九メートルの地点
(38)　(37)に掲げる地点から二一五度二二分〇〇秒一八九・一三メートルの地点
(39)　(38)に掲げる地点から二一七度二七分〇〇秒二三・四六メートルの地点
(40)　(39)に掲げる地点から二二一度二一分〇〇秒一〇七・七七メートルの地点
(41)　(40)に掲げる地点から二三五度五一分〇〇秒二六・七三メートルの地点
(42)　(41)に掲げる地点から二五一度五三分〇〇秒六〇・一九メートルの地点
(43)　(42)に掲げる地点から二四〇度二一分〇〇秒二二・九一メートルの地点
(44)　(43)に掲げる地点から二三〇度三〇分〇〇秒二一・五三メートルの地点
(45)　(44)に掲げる地点から二二〇度三三分〇〇秒三〇・九三メートルの地点
(46)　(45)に掲げる地点から二一六度一八分〇〇秒一七・五一メートルの地点
(47)　(46)に掲げる地点から二一八度四〇分〇〇秒一八二・九〇メートルの地点
(48)　(47)に掲げる地点から二三二度四六分〇〇秒七・〇七メートルの地点
(49)　(48)に掲げる地点から二一八度一九分〇〇秒二二四・六一メートルの地点
(50)　(49)に掲げる地点から一四三度五三分〇〇秒四・三一メートルの地点
(51)　(50)に掲げる地点から二一九度三四分〇〇秒一一三・一〇メートルの地点
(52)　(51)に掲げる地点から二〇三度五一分〇〇秒八一・一三メートルの地点
(53)　(52)に掲げる地点から一二八度二七分〇〇秒七六・六八メートルの地点
(54)　(53)に掲げる地点から二一七度二四分〇〇秒三〇・八六メートルの地点
(55)　(54)に掲げる地点から一二七度四四分〇〇秒七九・五四メートルの地点
(56)　(55)に掲げる地点から二一〇度三二分〇〇秒三五・〇四メートルの地点
(57)　(56)に掲げる地点から一五六度一六分〇〇秒一一・八八メートルの地点
(58)　(57)に掲げる地点から二一二度〇六分四一秒一三・八〇メートルの地点
(59)　(58)に掲げる地点から一二〇度〇四分二一秒二〇・〇四メートルの地点
(60)　(59)に掲げる地点から二一一度二五分〇一秒二・八二メートルの地点
(61)　(60)に掲げる地点から三〇一度二六分二六秒二九・九七メートルの地点
(62)　(61)に掲げる地点から二一一度二六分四六秒一〇八・五〇メートルの地点
(63)　(62)に掲げる地点から三〇一度二七分四八秒一三・七八メートルの地点
(64)　(63)に掲げる地点から二一一度二六分四七秒二八・二六メートルの地点
(65)　(64)に掲げる地点から一二二度〇四分〇三秒三・四三メートルの地点
(66)　(65)に掲げる地点から一七六度二五分〇一秒三六・三四メートルの地点
(67)　(66)に掲げる地点から一二一度四九分〇〇秒一四〇・八三メートルの地点
(68)　(67)に掲げる地点から三一度〇六分〇〇秒二四・七五メートルの地点